

報告第6号

専決処分について報告の件

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、損害賠償の額を次のとおり専決処分したので報告するものであります。

令和6年8月1日提出

芽室町長 手 島 旭

専 決 処 分 書

損害賠償の額の決定

町は、損害賠償の額を次のとおり決定する。

- 1 損害賠償の額 513,775円
- 2 損害賠償の相手方 札幌市中央区大通東1丁目2番地
北海道電力ネットワーク株式会社
流通総務部長 赤坂 佳代子

令和6年7月16日 専決処分

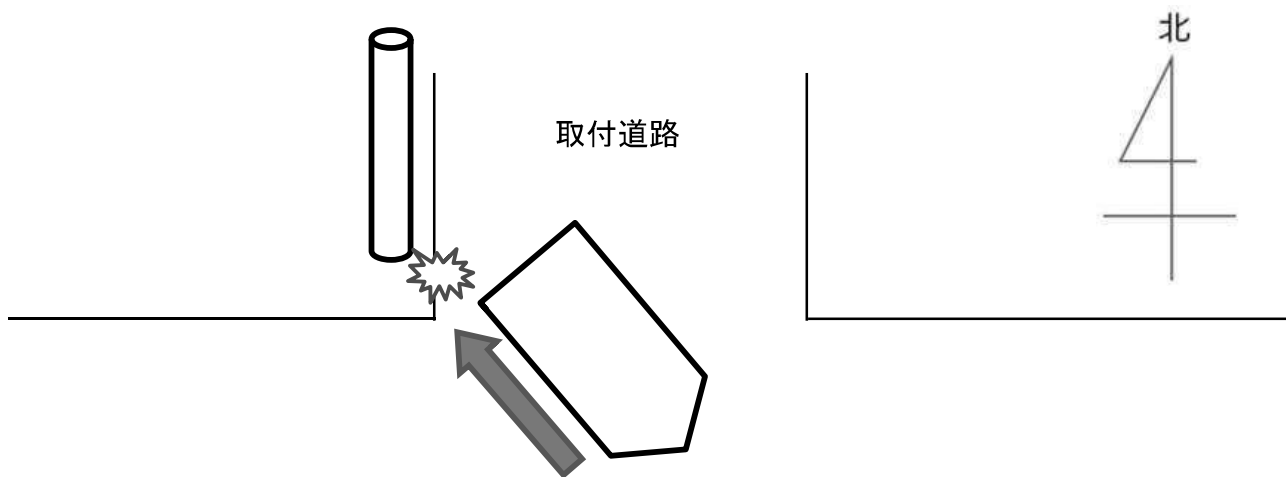
説 明

令和6年3月2日午後5時頃、町道報国六線を除雪作業中、旋回のため車両を後退したところ、後方の電柱に衝突し、電柱を破損させたものであります。

位置図



事故発生状況図



町道報国六線

町道報国六線を除雪作業中、旋回のため車両を後退したところ、後方の電柱に衝突し、電柱を破損